

Coconut Grid 契約約款

第 1 条(目的・適用・変更)

1. 本契約約款(以下「本約款」という)は、申込者(以下「甲」という)が所定の申込書(もしくは注文書)をもって申し込み、株式会社ココナッツマトリックス(以下「乙」という)がこれを承諾したうえで、乙が甲に提供する「Coconut Grid」サービス(以下「本サービス」という)に関する利用契約(以下「本利用契約」という)の契約条件を定めるものとする。
2. 乙は、甲の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとし、甲は、変更後の約款が適用されることを承諾するものとする。
3. 乙は、変更後の約款をウェブサイト上に掲示・通知する等の方法により告知し、告知後に甲が本サービスを継続利用したときは、変更承諾したものみなす。

第 2 条(定義)

本約款において、以下の用語はそれぞれ次の意味を有する。

1. 「本サービス」とは、甲が申込書等により申し込み、乙が提供する「Coconut Grid」および関連する有償・無償オプションサービスをいう。
2. 「利用者」とは、甲が本サービス利用のために承認した個人または法人(甲が指定したユーザー)をいう。
3. 「対価」とは、甲が乙に対して本サービス利用(ライセンス料・利用料・有償オプション料等)のために支払う金額をいう。
4. 「無料トライアル」とは、甲が本利用契約を締結する前に、期間・利用範囲を限定して本サービスを試用することをいう。

第 3 条(サービスの提供内容)

1. 乙は、甲に対して、本サービスを申込書・注文書に定められた仕様および条件に基づき提供する。
2. 乙は、提供するサービスの品質・性能・仕様については申込書・注文書に明記された範囲を除き、いかなる保証もしないものとする。
3. 甲は、自らの費用と責任のもとで、本サービスを利用するための必要な機器・通信回線・ソフトウェア環境等を整備するものとし、乙はこれらの不具合について一切責任を負わない。

第 4 条(再委託)

1. 乙は、本サービスの運用業務の全部または一部を再委託先に委託することができる。甲の承諾をあらかじめ得る必要はないものとする。
2. 再委託先に情報を提供する場合、乙は適切な監督・管理を行うものとする。

第 5 条(利用契約・契約期間・更新)

Coconut Grid 契約約款

1. 本利用契約は、甲が所定の申込書または注文書を乙に提出し、乙がこれを承諾したときに成立する。
2. 本利用契約の契約期間は、申込書・注文書に定める利用開始日から利用終了日までとする。
3. 期間満了の2ヶ月前までに甲または乙から書面による別段の意思表示がない限り、同一条件にて自動更新されるものとする。
4. 無料トライアルから有料契約への移行条件、および有料契約期間中のオプション追加・変更・日割計算などの取り扱いを、別途注文書または申込書に定めるものとする。

第 6 条(対価および支払条件)

1. 対価の金額および支払方法は、申込書または注文書に定める。
2. 乙は、甲が指定したメールアドレス宛に請求書を送付し、甲は請求書に示された支払期日までに支払うものとする。
3. 支払遅延があった場合には、乙は遅延利息を請求できるものとする。
4. 理由の如何を問わず、既払対価の払い戻しは原則として行わないものとする。

第 7 条(サービスの提供環境および停止)

1. 乙は、本サービスの提供時間を原則として 24 時間 365 日とする。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、乙は本サービスの全部または一部を停止できるものとする。
 - (1) 本サービスを提供するシステムの点検を必要とする場合(緊急時を除き、事前通知に努める)
 - (2) システム障害が発生した場合
 - (3) 電気通信事業者等による通信役務の提供停止があった場合
 - (4) 第三者の行為等により対応を要する場合
 - (5) その他、本サービスの提供が不可能と判断される事由が生じた場合
 - (6) Salesforce のシステムメンテナンス等により本サービスの提供が不可能になった場合。
2. 前項により本サービス提供が停止された場合でも、乙は甲および第三者に対してその損害について一切責任を負わないものとする。
3. 乙は、本サービスを通じてリンクされているインターネット上のサイトについて、そのコンテンツおよび安全性を保証するものではない。

第 8 条(サポート)

1. 乙は、甲に対し本サービスに関する問い合わせおよび契約変更・解約手続等を受け付けるサポート窓口を、平日(祝祭日・年末年始・乙の定める休日を除く)10:00~18:00(12:00~13:00を除く)に設置するものとする。

Coconut Grid 契約約款

2. 問い合わせについては、通常 2 営業日以内に電子メールで回答を行うものとする。

第 9 条(アカウント提供および利用者管理)

甲は、Salesforce にアクセスするための ID およびパスワード等を、環境設定またはテストのために乙に提供することがあるが、乙はこれを本サービスの提供に必要な範囲でのみ利用し、他の目的には利用しないものとする。

第 10 条(情報取扱・個人情報保護)

1. 乙は、本サービス遂行のために取得・取扱う甲の情報(利用者情報・登録データ等)を、乙の定めるプライバシーポリシー(<https://www.coconutmatrix.co.jp/privacy/>)および適用法令に従い適切に管理し、本サービスの提供目的以外には利用しないものとする。
2. 甲の個人情報に該当しない、甲のサービス利用状況・カスタム設定情報等について、乙はカスタマーサービス向上のために統計的・分析的に利用できるものとする。
3. 乙は、委託先に情報を提供する場合、委託先について適切な管理監督を行うものとし、不正アクセス・漏洩・改ざん・滅失等の事故が発生した場合、速やかに甲に通知し、原因調査および拡大防止措置を講じるものとする。
4. 甲および乙は、法令に定める個人情報保護義務および機密保持義務を遵守するものとする。

第 11 条(甲の責任)

1. 甲は、自らの責任において本サービスを利用し、その利用行為及びその結果について一切の責任を負うものとする。
2. 甲は、本サービスに登録・入力するデータについて、自らが取得したものであり、正確性・合法性・最新性を確保する責任を負うものとする。

第 12 条(禁止事項)

甲および利用者は、本サービスの利用に際して、次の各号に該当する行為をしてはならない。これらに違反した場合、乙は即時に本サービスの提供停止または契約解除を行うことができ、甲は当該行為による損害を賠償する責を負うものとする。

- (1) 利用者以外の者による利用
- (2) 乙または第三者の知的財産権を侵害する行為
- (3) 名誉毀損、人権侵害、差別・ハラスメントを伴う行為
- (4) 犯罪行為、またはそれらに結びつく行為
- (5) 本サービスの運営を妨げる行為、ウィルス・有害プログラムの提供・使用
- (6) 本サービスを不正アクセス・逆コンパイル・リバースエンジニアリング等に利用する行為
- (7) その他、乙が不適切と判断する行為

Coconut Grid 契約約款

第 13 条(第三者との紛争)

1. 本サービスの利用に関連して、甲および利用者が第三者と紛争を生じた場合、甲は自己の責任と費用において解決するものとし、乙は一切責任を負わない。
2. 甲は、利用者に本条の内容を周知し、紛争防止に努めるものとする。

第 14 条(秘密保持)

1. 乙は、甲が本サービスを利用している事実および甲の名称を、甲の事前承諾なく公表しないものとする。但し、乙が秘密保持契約を締結する協力企業・提携会社・再委託先に開示する場合には、当該先にも本条と同等の秘密保持義務を課すものとする。
2. 甲は、注文書記載の契約条件および乙が甲に対して提供するセキュリティ情報等を、乙の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。
3. 前各号の義務は、本利用契約終了後も存続するものとする。

第 15 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力でないこと、および反社会的勢力を利用しないことを表明し、確約する。
2. 甲または乙が本条の義務に違反した場合、相手方は催告を要せず、直ちに本利用契約および関連契約を解除でき、かつ解除による損害賠償請求を妨げない。

第 16 条(損害賠償)

1. 乙の責に帰すべき事由により甲が本サービスを全く利用できなかった場合、乙はその障害発生から復旧までの期間(6 時間以上 24 時間までを 1 日と計算)を日割り計算した基本ライセンス料相当額を翌月に返還または相当金額を請求できるものとする。ただし、無料トライアル期間中は除く。
2. 乙は、本利用契約および本約款の履行または不履行に関連して甲に損害を与えた場合、甲に対し、直接かつ現実に生じた通常損害について賠償責任を負うものとする。ただし、乙に故意または重大な過失がある場合を除き、賠償責任の総額は甲が乙に支払った対価の額を上限とする。
3. 甲が本サービス利用により乙または第三者に損害を及ぼした場合、甲は乙または当該第三者に対し、かかる損害を賠償するものとする。
4. 甲は、本サービスを利用するにあたり必要となる電子機器・通信回線・ソフトウェア・電力等を自己の費用および責任で準備し、それらの不具合に起因する損害について乙は一切責任を負わない。

第 17 条(免責)

Coconut Grid 契約約款

乙は、天災・人災・通信事業者の提供する通信役務の不具合・提携先の債務不履行・感染症の蔓延・政府等による法令の制定・改廃・労働争議その他乙の責に帰すことのできない事由により本約款上の義務を履行できない場合、その責を免れるものとする。

第 18 条(契約解除・サービス廃止)

1. 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲の責めに帰すべき事由の有無を問わず、通知催告を要せず直ちに本利用契約を解除することができる。
 - (1) 甲が本約款に違反し、乙から 14 日以上期間を定めて催告を受けたにもかかわらず是正しないとき
 - (2) 手形・小切手の不渡り、支払停止・破産・民事再生・会社更生・特別清算の申立てまたは受理、差押・強制執行・保全処分の対象となったとき
 - (3) 営業の廃止・譲渡・会社分割・合併・解散等がなされたとき
2. 乙は、本サービスの提供を廃止する必要があると判断した場合、甲に 30 日前までに通知することによって本利用契約を終了できるものとする。この場合、契約終了時点をもって本利用契約は終了する。
3. 解約あるいは契約終了の場合において、乙は既払の対価について払い戻しを行わないものとする。

第 19 条(契約終了後の条項存続)

本利用契約の終了後であっても、第 13 条(第三者との紛争)、第 14 条(秘密保持)、第 16 条(損害賠償)、第 18 条(契約解除・サービス廃止)、本条(契約終了後の条項存続)、第 20 条(契約譲渡)、第 22 条(準拠法・合意管轄)等、本契約の履行および解約後も効力を有すべき条項は存続する。

第 20 条(契約譲渡)

甲は、乙の書面による事前同意を得ることなく、本利用契約上の権利および義務を第三者に譲渡または再許諾し、または担保に供してはならない。

第 21 条(準拠法・合意管轄)

1. 本約款の準拠法は日本法とする。
2. 本約款に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 22 条(その他)

1. 本約款の条項の一部が法令により無効または執行不能と判断された場合でも、それ以外の条項の効力には影響を及ぼさないものとする。

Coconut Grid 契約約款

2. 甲・乙は、本契約に定める事項以外について協議のうえ別途合意することができる。その場合、当該合意は書面または電子文書(記録可能な方法)により行うものとする。
3. 本契約に定めのない事項については、甲および乙が誠実に協議して解決するものとする。

2025年11月1日制定